

奈良県選挙管理委員会告示第五十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百条）第百八十九条第一項の規定により提出のあった平成二十六年十二月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の奈良県第一区における候補者馬淵澄夫にかかる選挙運動費用収支報告書（第一回分）について、一部訂正の報告があったので、同法第百九十二条第一項の規定により、平成二十七年八月奈良県選挙管理委員会告示第四十五号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年十月六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

候補者馬淵澄夫（第一回分）にかかる公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨
中

「民主党奈良県総支部連合会 政党の支部 1,000,000」を「民主党奈良県第

1区総支部 政党の支部 1,000,000」に改める。